

2023年3月



葵総合経営センターだより

特集

相続贈与一体課税のゆくえ

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「徳川家康公像」

目次

- | | | | |
|---|------------------|---|--------------------|
| 2 | 新しい生活スタイルへ | 6 | 2023年4月労働基準法改正について |
| 3 | あったらうれしいの実現 DX一考 | 7 | 相続人不存在 |
| 4 | 相続贈与一体課税のゆくえ | 8 | ご案内 |

No.598

新しい生活スタイルへ

センター代表 杉浦 康晴

今年もあっという間に2ヶ月が過ぎました。我々にとって最繁忙期の確定申告業務も佳境に入っております。最繁忙期を終えると、春の訪れを感じます。暖かい季節がやってくると気持ちも明るくなるものです。

さて、コロナ禍で日常生活がいろいろと制限されてきましたが、いよいよ今年の5月8日に今の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針が決定されました。この3年の間にずいぶん生活が変わりましたから以前のような生活スタイルに戻るまでどれくらいの期間を要するでしょうか。

長いマスク生活で相手の素顔を知らないということも多くあり、またコミュニケーション不足も話題になりました。引き続き感染対策は必要ではありますが、今年は社内外問わず活動範囲が広がることでしょうか。

今年のNHK大河ドラマは「どうする家康」ということで地元が舞台だけにご覧になられている方も多いことと思います。岡崎市では「大河ドラマ館」も開設され、これからますます盛り上がっていくことでしょう。名古屋市では今年から地下鉄「市役所駅」が「名古屋城駅」に、「神宮西駅」が「熱田神宮西駅」に名称変更するなど観光客の呼び込みに力を入れています。

ジブリパークや大河ドラマ、名古屋めしをきっかけに地元愛知県を始め東海地方が活気

づき、地域経済が活性化されることは嬉しいものです。

私が小さい頃から当たり前だった喫茶店のモーニングなど名古屋独特の文化も今では観光客に人気でありますから、意外と身近なところに独特な地域性がまだまだ潜んでいるような気がします。

今年は3年間のコロナ禍生活から新しい生活スタイルに変化していく中、これからの変化に柔軟に対応していきたいものです。また、私自身も暖かくなってきたら、少し鈍った身体も徐々に動かして健康的な生活にしていこうと思います。



あったらうれしいの実現 DX 一考

葵経営コンサルタンツ 中島 和人

デジタル・トランスフォーメーション(以下DX)をよく耳にします。経産省の定義では「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」とあります。社内文書をデジタル化するだけのIT化に留まらず、デジタル技術を駆使することによって、より顧客のニーズに応えられる事業への変革までを意味する言葉です。

示唆に富む事例として(株)バニッシュ・スタンダードが提供する「スタッフスタート」※¹というシステムがあります。アパレル業界ではEC(Electronic Commerce)化が進んでいますが、そこでは商品は羅列されているだけで、コーディネートの方や商品の魅力の説明といった実店舗でスタッフが担う、とても重要な付加価値づけができませんでした。しかしこのシステムでは、LINEを使用しての実店舗同様の接客や商品の使用シーンの提示など顧客にとって新たな価値の提供も可能であり、長いリーチを持つECの特徴を損うことなく、接客の仕組みを加えることで、スタッフのスキルを活かすことができ、ポテンシャルは高まり実店舗ともECとも異なるビジネスモデルを創造しています。

医療機関の事例もあります。東京銀座で産科・婦人科・美容皮膚科を標榜している「THIRD CLINIC GINZA」※²です。「患者を

中心とする。オンライン診療ファースト」の考え方のもと①無料相談からの受診、②事務スタッフゼロ、③クラウド総合クリニックという施策を実践しています。それは、①プラットフォームに患者と診療所がつながる仕組みをめざし、患者はLINEで友達登録すれば医師や資格職が相談に応じ、受診を希望すればその場で予約が完了するという仕組み。②看護師が受付を行い、さらに診察から会計まで付き添い、患者にマンツーマンで対応する。そして受付業務の省力化をはかるため、予約、問診システム、自動精算機等の導入などICTの活用。③オンライン診療を推進し将来的には患者が時間・場所にとらわれず様々な診療科目の相談・診察が受けられる体制を目指す。といった内容です。

診療所に行かなくても受診できればよい、受診の前に、提供されているサービスとの相性が知りたいといった患者のニーズにデジタル技術で応えていこうという医療機関です。

戦略立案とは、誰の、保有するニーズを、どのように解決するか、を決めることです。従来、なんらかの制約により、解決できなかったり、実践できなかった顧客のニーズが分析、コミュニケーション、自動化等のデジタル技術により、解決や実践の可能性が広がっています。ニーズ解決に向けた事業変革、これがDXの本質と考えます。

※¹ <https://www.staff-start.com/> スタッフスタート HP 参照「Web3とメタバースは人間を自由にするか」 佐々木 俊尚

※² <https://thirdclinic.jp/> THIRD CLINIC GINZA HP 参照「CLINIC ばんぼう」 2023/2月号 P22

相続贈与一体課税のゆくえ

～令和5年度税制改正大綱～

葵総合税理士法人 横尾 泰幸

昨年12月に与党の税制調査会が中心となり来年度の税制改正の方針をまとめた「令和5年度税制改正大綱」が閣議決定されました。

政府はこの税制改正大綱をもとに税制改正法案を作成し通常国会に提出します。通常国会において審議された法案の成立を経て、4月から新たな税制が施行されます。

このコーナーでは、今回の改正項目のうち、以前から顧問先様方の関心が特に高かった相続税・贈与税について、どのような見直し案が出されたかのポイントを解説していきます。

① 3年以内加算から7年以内加算へ加算期間が4年間延長されます

【現行の制度】

相続または遺贈により財産を取得した人が、被相続人から相続開始前3年以内に暦年課税制度（※1）を利用した贈与によって取得した財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与時の価額が加算される

【改正のポイント】

- ・ 令和6年1月1日以後の贈与から加算対象となる
- ・ 加算期間が現行の3年以内から7年以内へ4年間延長
- ・ 令和9年1月1日以後の相続等から加算期間が段階的に延長され、令和13年1月1日以後の相続等から加算期間が7年間となる
- ・ 延長される期間内に受けた贈与額から100万円を控除した額が相続税の課税価格に加算される

加算期間延長のイメージ図

相続年	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	加算期間	《例》
現行										3年間	令和8年1月1日死亡の場合、 加算期間3年
経過措置		▲100万								3年超7年未満	令和10年1月1日死亡の場合、 加算期間4年
		▲100万									
		▲100万									
完全移行		▲100万								7年間	令和13年1月1日死亡の場合、 加算期間7年

↑ 令和6年1月1日の贈与分から対象

相続開始前3年以内(従来の加算分)
 相続開始前3年超7年以内(今回の改正による加算分)

② 相続時精算課税制度に年間110万円の非課税枠が新設される

【現行の制度】

相続時精算課税制度（※2）を選択した後は、たとえ少額の贈与であっても贈与税の申告が必要であり、贈与者の相続時に、贈与した財産が相続財産に加算される（加算される贈与財産の価額は贈与時の評価額）

【改正のポイント】

- ・令和6年1月1日以後の贈与について適用される
- ・**暦年課税贈与とは別枠**で毎年の贈与時に基礎控除110万円までを控除できる
例えば、相続時精算課税制度を選択した祖母と、選択していない父から同一年に贈与を受けた場合、それぞれ110万円の基礎控除（合計220万円）を受けることができる
- ・基礎控除以下の贈与であれば申告不要であり相続時の加算も不要である
- ・被災して一定以上の被害を受けた土地や建物については相続時に被害部分を控除（令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合に適用）

※1 暦年課税制度

一人の人が1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産に対して課税する制度です。贈与財産の合計額が110万円以下であれば、贈与税はかからず申告も不要です。

※2 相続時精算課税制度

60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合に選択できる制度です。同一の父母または祖父母からの贈与の場合、累計で2,500万円までは何回贈与しても贈与税が非課税となり、2,500万円を超えた部分に一律で20%課税されます。ただし、この制度の贈与者である父母または祖父母の相続の際に相続税の計算上、この制度で受けた贈与財産の価額を相続財産に加算して相続税が計算されます。また、この制度を選択した贈与者からの贈与は暦年課税制度には戻れません。

政府は、ここ数年の税制改正大綱の基本的な考え方の中で、「諸外国の制度を参考に相続税と贈与税を一体的に捉えて課税する方向であり、暦年課税制度と相続時精算課税制度の見直しを本格的に検討している」ことを明言してきました。今回の改正案を見ると、暦年課税制度を厳しくする一方で、相続時精算課税制度を緩和して利用しやすくしている印象を受けます。相続時精算課税制度の利用を促進することで、相続税と贈与税を一体的に捉えようとしている、と考えることもできます。

今後、来るべく相続に向けて生前贈与をより効果的に活用するためには、両制度を正しく理解して、ご自身に合った相続対策を立てることが必要だと考えます。

また今回の改正では他に、教育資金一括贈与に係る非課税措置や、結婚・子育て資金一括贈与に係る非課税措置も延長されます。ご不明なことなどあれば、担当者までお問合せ下さい。

2023年4月労働基準法改正について

葵労務管理事務所 近藤 美千栄

①月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ

これまで月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率50%以上とする規定は大企業のみで行われていましたが、法改正により2023年4月1日より中小企業に対しても施行されます。割増率の引き上げにより、時間外労働が月60時間を超えた時の深夜労働・休日労働の割増賃金も変動します。そのほか企業に求められる注意点を紹介します。

・深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜（22：00～5：00）の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

・休日労働との関係

月60時間を超える時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。※法定休日労働の割増賃金率は35%です。

・代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払いの代わりに有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。この代替休暇制度を導入するには労使協定の締結が必要です。

・就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。現行の法制度に沿った内容となっているか、定期的に見直す必要があります。

②デジタルマネーによる賃金の支払いが解禁

給与の支払方法は通貨（現金）払いが原則ですが、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金または貯金の口座への振込等による支払いが認められています。これに加え2023年4月1日より、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い（いわゆる賃金のデジタル払い）ができることとなりました。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、デジタルマネーを給与受け取りに活用するニーズも一定程度みられることを踏まえてのことで、このことによりキャッシュレス決済の推進と日本の銀行口座を開設しづらい外国人労働者の受け入れ拡充等が期待できるようです。普段からデジタルマネーを活用している人にとっては、銀行の手続きにかかる手数料の負担が減り、便利だと感じるのではないのでしょうか。

相続人不存在

弁護士 長谷川 留美子

近年、お一人様が増加して、相続人が不存在になるケースが増えているとの報道がありました。

相続人の範囲ですが、まず、配偶者は常に相続人になります。配偶者の有無にかかわらず、直系卑属（子、子が亡くなっていれば孫、孫も亡くなっていればひ孫等）が相続人になります（第1順位）。それらがいないときは、直系尊属（親、親が亡くなっていれば祖父母、祖父母が亡くなっているときは曾祖父母等）が相続人になります（第2順位）。それらがすべていないときには、兄弟姉妹、兄弟姉妹が亡くなっているときは甥姪が相続人になります（第3順位）。従って、親も亡くなり兄弟もいない人が未婚のまま亡くなると、だれも相続人がいないことになります。親の兄弟（おじ、おば）が生き残っていても、相続人にはなれません。

また、相続人がいても、亡くなった方（被相続人）が負債を残していたりすると、相続人が皆相続放棄をしてしまい、結果として相続人がいなくなることもあります。

相続人がいないとき、相続財産は法人とされます。そして、その場合、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人（令和5年4月からは「清算人」に変わります）を選任しなければなりません。利害関係人とは、例えば、被相続人の債権者や、相続財産から財産分与を受けたいと思っている特別縁故者（被相続人の内縁の

妻など被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者）などがこれにあたります。

令和5年4月から施行の改正は、所有者不明土地の利用を円滑化するための法律改正の一環として行われました。従来は、相続財産管理人の選任後、①相続財産管理人の選任の公告を行い、その2か月後に②相続債権者らに対する請求申出を求める公告を2か月間以上行い、その後に③相続人搜索の公告を6か月間以上行い、合計10か月間以上の公告期間を必要としていました。改正後はこれが6か月に短縮されます。すなわち、①（ただし相続財産清算人の選任の公告）と③を同時に6か月間以上行い、その間に②を2か月間以上行います。

被相続人の債権者は、②の公告期間が終了するまでに相続財産清算人に対して請求申出を行い、相続財産から弁済を受けます。

特別縁故者は、①と③の公告期間が終了後3か月以内に、家庭裁判所に申し立てて特別縁故者と認められれば、上記の弁済後残った相続財産の全部又は一部をもらうことができます。

それでも財産が残ったときは、国庫に帰属します。

そうならないために、相続人のいない方は、遺言で自分の財産の使い道を決めておくといでしょう。

3月の税務・労務



- 10日◇源泉所得税の納付
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇令和4年分所得税の確定申告、
確定損失申告書の提出及び納付
◇令和4年分所得税の
総収入金額報告書の提出
◇所得税の青色申告の承認申請
◇確定所得税額の延納の届出
◇贈与税の確定申告及び納付
◇財産債務調書の提出
◇国外財産調書の提出
◇個人住民税の申告
◇個人事業税の申告
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 31日◇個人事業者の消費税・地方
消費税の確定申告及び納付
◇令和5年1月決算法人の確定
申告、7月決算法人の中間申告、
4月・7月・10月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和5年1月決算法人の
事業所税申告及び納付

4月の税務・労務

- 3日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の開始（公示による）
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 17日◇給与支払報告に係る給与所得者
異動届出書の提出
- 5月1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の
縦覧期間の終了（公示による）
◇令和5年2月決算法人の確定
申告、8月決算法人の中間申告、
5月・8月・11月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇公共法人等の住民税均等割の
申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税
第1期分の納付
◇軽自動車税の納付
◇令和5年2月決算法人の
事業所税申告及び納付



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和5年 3月 16日(木)
令和5年 4月 14日(金)
令和5年 5月 18日(木)
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和5年 3月 16日(木)

◎休日のお知らせ

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
							30						

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸
山田真義 近藤美千栄 河村敦子

今年は10年に一度の大寒波が到来するなど寒い日が続いております。ガスや電気などのエネルギー価格も高騰しており、家計にも厳しい冬となりました。

私事ではありますが、今年長女が入園式を迎えます。桜が咲き始め、入園式に華を添えてくれることを期待しつつ、暖くなる時期が待ち遠しい今日この頃です。

長谷川直明